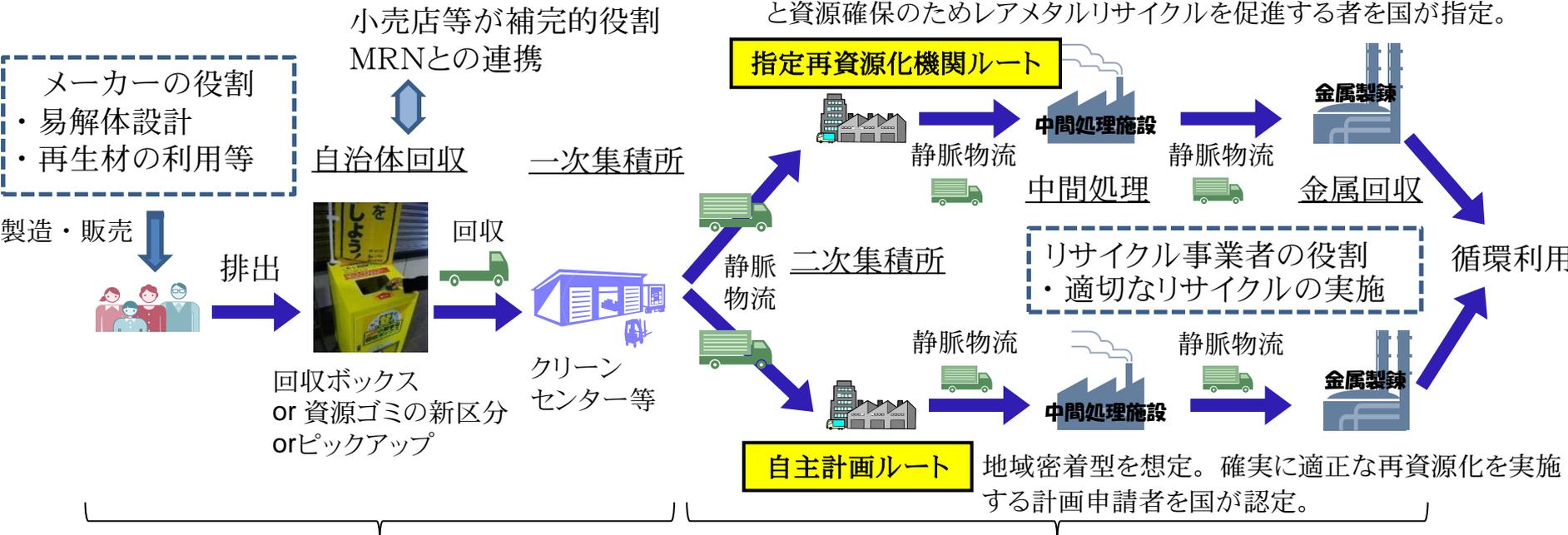


# 小型電気電子機器リサイクル制度案

【ポイント】一定期間にわたる引取を市町村と契約し、確実に適切なリサイクルを実施することを約束した者に限って国が認定し、廃掃法の特例（広域回収、保管長期化）を与える制度。

※全ての関係者が各々の役割を果たし、協力してリサイクルを実施

株式会社で全国又は地域ブロック規模を想定。適正な再資源化と資源確保のためレアメタルリサイクルを促進する者を国が指定。



自治体の役割

- ・各自治体でリサイクル参加の可否を判断
- ・参加する場合は分別収集計画を策定
- ・引渡しは原則無料（ただし様々なケースあり）

指定再資源化機関、計画申請者の役割

- ・一定条件の対象物について、自治体と契約して、適正な再資源化を実施
- ・静脈物流、中間処理、製錬を自ら又は委託して実施

【制度開始時点】資源性の高い品目を指定。品目の範囲等は実効性を踏まえて5年後に見直し。

第一種有用金属（回収対象金属）：Cu, Pb, Zn, Fe, Al, Au, Ag, Pd, Pt, Sb, Biなど

第二種有用金属（小電からの回収技術開発を促進）：W, Ta, Nd, Co

※指定品目以外については市町村で金属回収を行うことも可能だが、指定再資源化機関に逆有償で引き渡すことも可能

